

## 評価基準

評価項目	評価のポイント	配点
各種事業について	業務目的理解	本業務の目的を理解しているか。
	啓発・人材育成事業	啓発・人材育成事業において、仕様書を踏まえたうえで独創性あふれる提案がされているか。
	情報収集・発信事業	情報収集・発信事業において、男女共同参画推進に関する情報を効果的に発信できるか。
	団体支援事業	団体支援事業において、男女共同参画を推進する団体等の活動支援及び団体間の連携推進が可能な提案がされているか。
	相談事業	相談事業において、適切な相談スケジュールが組まれており、相談内容に対応できる相談員が確保できているか。
	D V相談支援センター電話相談事業	D V相談支援センター電話相談事業において、適切な相談スケジュールが組まれており、相談内容に対応できる相談員が確保できているか。
	実現性	提案内容は具体的で実現性があり、見積金額は適切であるか。
業務の実施体制について	組織体制	計画的かつ機能的に業務を実施できる組織体制があるか。
	規律保持	職員の品位を保持し、規律が維持できる体制であるか。
職員の労務管理や秘密保護への配慮について	労務管理	就業規則、業務規程等の諸規程を整備し、責任ある労務管理を行っているか。
	秘密保護	秘密保護の重要性を理解し、必要となる規程や体制を整備しているか。
同種事業の実績の有無について	同種事業実績	過去に男女共同参画推進に関する講座や相談等の業務の実績は豊富であるか。
その他	社会貢献活動等に係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1項目取得…1点 2~3項目取得…3点 4項目以上取得…5点

	<p>(対象となる認証等)</p> <p>(1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証</p> <p>(2) 浜松市消防団協力事業所の認定</p> <p>(3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定</p> <p>(4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省）</p> <p>(5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定</p> <p>(6) 浜松市企業のCSR活動表彰（注1）</p>	
	合計	100

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

#### 提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は500点とする。（評価委員1人あたりの点数100点×評価委員5人）
- 3 参加者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、各評価委員の算定した合計点の平均点が60点未満である場合には、契約候補者として選定しない。
- 4 最高得点である参加者が複数出た場合は、委員全員による投票により選定する。投票においても同得票により決しないときは、委員長がこれを決定する。